

# 新潟市立大形中学校「学校いじめ防止基本方針」

<はじめに>

文部科学省及び新潟市教育委員会の基本方針を受け、生徒の健やかな成長を支え、はぐくみ、また、いじめ防止に向けた取組を行うために、大形中学校「学校いじめ防止基本方針」を策定する。この学校いじめ防止基本方針に基づき、学校が保護者、地域、関係機関とともに連携し、いじめの予防、早期発見、迅速な対応を行うことで、いじめの解消を図り、生徒の全人的な成長発達を支援する。

## I いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### 1 基本理念

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。  
(新潟市いじめ防止基本理念より)

### 2 いじめの禁止

生徒は、学校内外を問わずいじめを行ってはならず、いじめは決して許されない。

### 3 いじめの定義

新潟市いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年4月1日改定）にもとづき、以下のように定める

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条より「児童」を「生徒」に読み替えて抜粋）

- ≫ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ≫ 仲間はずれ、集団による無視される
  - ≫ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ≫ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ≫ 金品をたかられる
  - ≫ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ≫ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ≫ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ※ 個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、

いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

※ 起こった場所は学校の内外を問わない。

#### 4 学校及び職員の責務

すべての子どもがかけがえのない存在であることから、児童生徒一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専念する。

その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が、高い人権意識をもち、児童生徒、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめ防止等に徹底して取り組む。

(新潟市「いじめ防止等のための基本的な方針」(案)より)

- ◎ 高い人権意識 (職員研修・愛と信頼に裏付けられた職員集団・学校風土の醸成)  
(平成29年4月1日改訂より)
- ◎ 生徒との信頼関係の構築 (多面的な行動の理解・具体的な支援・温かな言葉かけ)
- ◎ 保護者との連携・協力 (face to faceで情報交換・保護者は協力者・保護者理解)
- ◎ 地域・外部機関との連携 (家庭・地域の情報の収集・外部リソースの積極的活用)
- ◎ 組織対応システム (迅速正確なホウレンソウ・情報共有シートの活用・指令系統)

## II いじめ防止等のための対策の基本となる事項

### 1 基本施策

#### (1) 学校におけるいじめの防止

生徒に「安全」「尊重」「自律」「協力」の4つの価値を身につけさせることを意図して、すべての教育活動を展開する

(ア) 学校の最重点目標の一つとして「正義が通る学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに、組織的に取り組む。

(イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(ウ) 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

(エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他の必要な措置として、生徒会を中心とした「人権」「いじめ」「思いやり」等に特化した活動を支援・指導し、生徒や集団の自己指導力を育てる。

#### ◇ 学校生活が楽しいという学校づくり 【いじめを生まない人間関係・学校風土づくり】

- ・ 「よくわかる授業」「できる授業」を基本にした授業実践への取組
- ・ 特別活動を軸に、一人一人を生かす教育活動の充実
- ・ 仲間とかかわり合い、助け合い互いに認め合う中で自らの成長を実感できる協働場面の創出と意図的な集団づくり
- ・ 保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくり

#### (2) いじめの早期発見のための措置 【見逃さない・変化に気づく意識の高揚】

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するために、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおりに実施する。

- ① 生徒対象アンケート「心の健康チェック」 毎月実施
- ② 生徒対象アンケート「ASSESS」 年3回（6月・11月・2月）
- ③ 教育相談旬間やチャンス相談（随時）等での聞き取り調査  
年3回（5月・11月・1月）
- ④ 「仲間とのかかわり」についてのアンケート 年2回（9月・11月）

※いじめを認知した場合は「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、対応を協議するとともに切ろう用紙に概要を記入し保管する。

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① デイリーライフ（生活ノート）等の活用
- ② スクールカウンセラーの活用
- ③ いじめ・不登校対策委員会の活用
- ④ いじめの訴えや察知のピックアップから解決までの校内システムの確立と組織的な対応の徹底（生徒指導部・教育相談部）

(ウ) いじめ予防等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの予防等に必要な多面的な研修を年間計画に位置付け計画的に実施し、いじめ予防等に関する全教職員の資質の向上を図る。

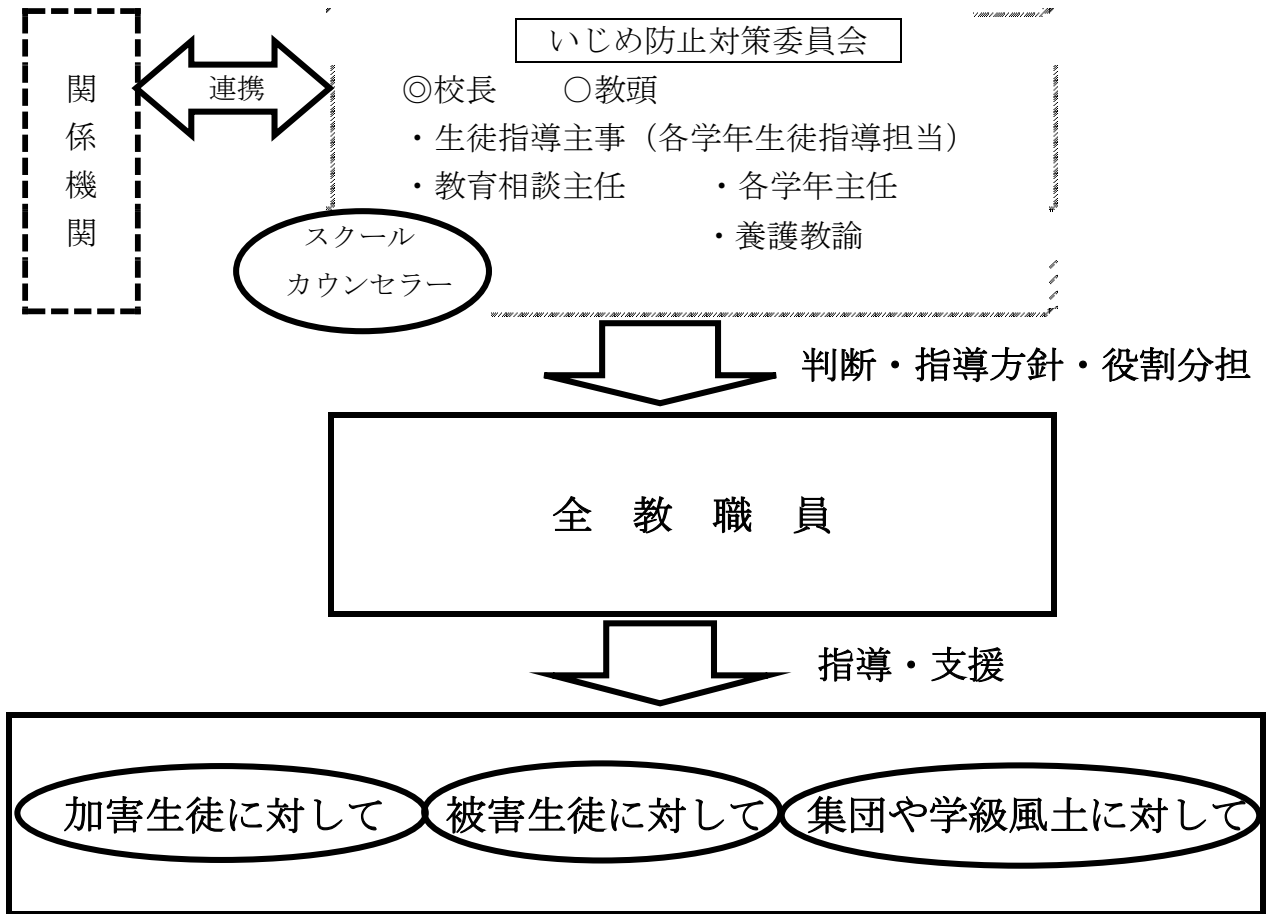
(3) 携帯電話やインターネット等を介して行われるサイバーいじめに対する対策

(ア) 保護者に対して、サイバーいじめの危険性について、こまめに情報を発信し、安易に携帯電話を買い与えたり、不特多数の人との交流が可能なSNS等の利用をさせたりすることのないよう協力を依頼する。

(イ) 生徒に対して、サイバーいじめをしない・させない情報モラル教育の観点から、サイバーいじめの危険性について、繰り返した啓発活動を行うとともに、安心して安全な利用の仕方やトラブルに巻き込まれないようにするためにどうしたらよいかなどを具体的に考えさせる授業や指導を計画的・意図的に実施する。

### Ⅲ 学校に設置するいじめ防止に係る組織と対応

#### (1) 校内いじめ防止対策委員会の設置



※謝罪のみに終始することなく、関係性や集団等、学校・学級風土を修復する観点で指導・支援する。

#### (2) いじめ解決へのプロセス

いじめを認識したら、学校としての判断と方針を明確にし、継続会議を行いながら組織的に対応する。

1 校内いじめミーティング（責任の所在）・手順の確認

2 事実の確認と被害生徒の安全確保

3 多面的な情報収集・整理による全体像の把握

※「いじめ不登校初期対応マニュアル」を基に実態把握に努める。

※特に被害生徒やその保護者の心情に寄り添い、解決のための具体的手だてについて、十分に検討し、本人・保護者からの了解を得る。

4 学校としての判断・方針・解決に向けた手順の確認と全教職員による共通理解

## 5 いじめ解決のための指導・支援

- ・ いじめた生徒に対して
- ・ いじめられた生徒に対して
- ・ いじめが発生したクラスや学年に対して（安全・安心なコミュニティの再生）

## 6 関係する保護者へ、事実及び指導方針・指導内容の具体策等の説明，解決のゴールと再発防止への協力依頼

## 7 外部機関との連携（必要に応じて）

- ・ 学校支援課 S S T ・ S S W ・ 児童相談所 ・ 警察（少年サポートセンター）
- ・ 医療機関 ・ 主任児童委員 ・ 民生委員などと連携する

## 8 経過観察及び必要に応じた継続的な指導・支援

（解決から3日後・1週間後・1ヶ月後・3ヶ月後・半年後に危機が訪れることを想定し、家庭連絡を含め、継続的に支援対応していく）

### （3）「中学校区いじめ防止連絡協議会」の設置

「校内いじめ防止対策委員会」を活用し、「大形中学校区いじめ防止連絡協議会」を組織し、中学校区の実態把握や防止に向けた取組，地域との連携を図る。

設置名 「大形中学校区いじめ防止連絡協議会」

開催日 年2回（6月・3月）

構成 大形中学校 ◎校長・教頭・生徒指導主事・教育相談主任・養護教諭 5名  
大形中学校生徒会（会長・副会長・生活向上委員長）4名  
大形小学校 ○校長・教頭・生活指導主任 3名  
大形地区 主任児童委員代表 1名  
東区健康福祉課子ども支援係長 1名

計 14名

### （4）重大事態発生時の対応

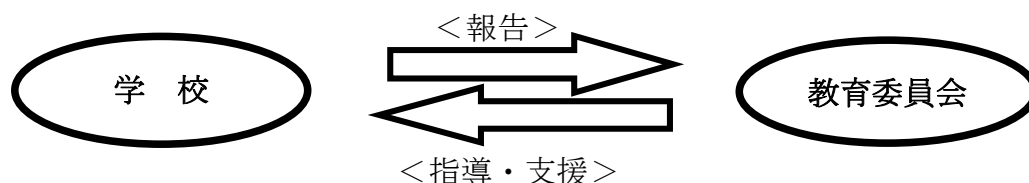
#### 想定される重大事態

生徒がいじめを受けたことにより、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合（※「相当の期間」については、連続3日以上欠席とし、個々の状況等を十分理解した上で判断する。）

<学校からの報告>

- ① 情報収集と事実関係の整理（校内いじめ対策委員会の活用）
- ② いじめの概要について教育委員会へ報告



<教育委員会からの指導・支援>

- ① 学校への指導・支援
- ② 学校とともに情報の収集と事実関係の整理

#### IV いじめ基本方針の取組評価

より実効性の高い取組を実施するため、「大形中学校学校基本方針」が実情に即してきちんと機能しているかを中心に点検し、必要に応じて見直しを図る必要から、学校評価（前期・後期）を使って、生徒・保護者・職員・地域(外部)へアンケートを実施し、その結果を集約・分析し、取組が適切に行われていたかを検証し、PDC Aサイクルを回していく。

<参考資料>

- ・ いじめ防止対策推進法（平成25年 法律第71号）
- ・ いじめ防止のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学省大臣決定）
- ・ 生徒指導リーフレット「子ども一人一人の成長を促すために」  
(平成24年4月 新潟市教育委員会)
- ・ いじめ対応リーフレット「誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指して」  
(平成25年3月 新潟市教育委員会)
- ・ 生徒指導リーフレット「新潟市の生徒指導」（平成26年4月新潟市教育委員会）
- ・ 生徒指導ガイドブック「授業づくりと生徒指導の一体化を目指して」  
(平成26年4月 新潟市教育委員会)
- ・ 授業づくりリーフレット「新潟市の授業づくり」（平成28年4月 新潟市教育委員会）
- ・ 新潟市いじめ防止等のための基本的な方針（改定版）  
(平成29年4月1日 新潟市教育委員会)
- ・ 新潟市いじめ防止等のための基本的な方針（資料）  
(平成29年4月1日 新潟市教育委員会)